

# 選挙クイズ



Q1 投票日当日、投票所に1番最初に来た人だけが行うことは、次のうちどれ？

- 1 投票開始の宣言を行う。
- 2 投票箱の中を確認する。
- 3 記念写真を撮る。

こたえ

Q2 選挙当日の前に投票する制度（期日前投票）について正しく述べているものは、次のうちどれ？

- 1 立候補届出の翌日から選挙当日の前日まで投票できる。
- 2 有権者ごとに定められた投票所でしか投票できない。
- 3 仕事や学校の用事以外に、旅行等の個人的な用事で選挙に行けない場合は投票できない。

こたえ

Q3 出張や出産等で、お住まいの市・町以外に滞在している方や病院等に入所している方は、滞在先や病院等で投票（不在者投票）をすることができますが、次のうち、正しいものは？

- 1 不在者投票は、投票日の当日にもできる。
- 2 選挙の当日に18歳になる方は、17歳の間は不在者投票ができない。
- 3 不在者投票では、選挙管理委員会に投票用紙等の請求が必要ある。

こたえ

Q4 国政選挙について正しく述べているものは、次のうちどれ？

- 1 参議院議員通常選挙の際は、同時に最高裁判所裁判官の国民審査も行われる。
- 2 衆議院議員の比例代表選挙では、政党（又は政治団体）名のみ記入する。
- 3 参議院議員選挙の比例代表選挙では、復活当選がある。

こたえ

## 選挙クイズの答え



Q1の答え・・・ 2

1番最初に投票する人は、投票箱の中が空であることを確認するように求められます。

投票箱の中に何も入っていないことを確かめ、不正がないことを確認するためです。投票箱の中が空であることを確認した後に施錠されると、開票まで投票箱が開けられることはありません。

Q2の答え・・・ 1

期日前投票ができる期間は、立候補届出の日の翌日から、投票当日の前日までとなっており、市町選挙管理委員会が1箇所以上設置する期日前投票所で投票ができます。

当日投票の場合は、有権者ごとに定められた投票所でしか投票できませんが、石川県内における期日前投票の場合、お住まいの（住民票のある）市町のどの期日前投票所でも投票できます。

また、期日前投票は、仕事や学校の用事、個人的な用事といった事情とは関係なく行うことができるので、この制度を活用して貴重な一票を無駄にすることがないようにしましょう。

Q3の答え・・・ 3

不在者投票ができる期間は、期日前投票と同様に、立候補届出の日の翌日から、投票当日の前日までとされます。なお、選挙の当日までに18歳になる方も、17歳の時点で不在者投票ができます（当日投票もできますが、期日前投票は18歳になるまでできません）。

不在者投票を行うためには、まずはお住まいの（住民票のある）市町選挙管理委員会に投票用紙等の請求を行う必要があります。

投票用紙等のやりとりは基本的に郵送で行われます。投票当日投票所閉鎖（午後8時）までに投票箱に不在者投票が投函されないと、投票されなかったのと同じ取扱いとなります。

せっかくの一票をムダにしないために、不在者投票の手続きは、早めに行いましょう。

Q4の答え・・・ 2

最高裁判所裁判官の国民審査が行われるのは、衆議院議員選挙のときです。したがって、投票所では、衆議院議員の小選挙区及び比例代表の投票と併せて、最高裁判所裁判官国民審査の投票を行います。また、衆議院議員の比例代表選挙では、政党（又は政治団体）名のみ記入します。候補者の氏名を書くと無効となるため注意してください。

比例代表に復活当選があるのは、衆議院議員選挙のときです。